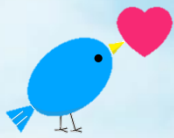


四日市市犯罪被害者等支援条例



令和元年 10月4日施行



犯罪被害者等支援
シンボルマーク「ギュっとちゃん」

はじめに

- 犯罪等により被害を受けた方およびそのご家族またはご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の「二次被害」や、加害者からの「再被害」や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。
- このため、四日市市では、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に「**四日市市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。

条例の基本的な考え方

- 社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- 犯罪被害者等の支援が円滑に受けられるようにします。
- 犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。

主な取り組み

- 市民の皆さんの犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・啓発活動を積極的に行います。
- 犯罪被害にあった直後の経済的負担の軽減等を目的として、犯罪被害者等に対し「**支援金の支給**」や「**日常生活の支援**」を行います。

お問い合わせ先

四日市市役所 市民文化部 市民協働安全課

電話:059-354-8179 Fax:059-354-8316

E-mail:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ: <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html>



四日市市犯罪被害者等支援制度の概要

対象となる犯罪

- 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪です。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪が対象です。
※過失による犯罪は、対象外です。

支援金・給付金が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、四日市市内に住所を有していた人。
- 犯罪被害者と加害者との間に、3親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合もしくは、犯罪行為が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれかに該当していたとき等は除きます。

支援金と給付金の種類

遺族支援金【30万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が支給の対象。
- 遺族の範囲と順位
①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹

重傷病支援金【10万円】

- 犯罪被害によって重傷病(療養の期間が1カ月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷または疾病)を負った犯罪被害者本人が対象。

家事援助費用の給付

- 調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓
・生活必需品の買い物・通院等の介助
・その他市長が必要と認めるもの
【上限3,000円/時間×上限30時間】

一時保育費用の給付

- 子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)・一時預かり事業(同条7項)・子育て援助活動支援事業(同条14項)
【上限3,000円/日×上限5日】

転居費用の給付

- 家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料
・その他の費用
【上限20万円】

家賃の給付

- 賃料・使用料等
【月家賃の1/2(上限35,000円)×上限6カ月】

支援金・給付金の申請について

申請窓口は、四日市市役所市民文化部市民協働安全課です。
申請について、詳しくは市民協働安全課までお問い合わせください